

6月5日開催「1日集中 役立つ！著作権セミナー」質問票回答

去る6月5日に開催いたしました「1日集中 役立つ！著作権セミナー」において、受講生の皆様からいただいたご質問の中から一部を抜粋して、回答を掲載いたします。著作権学習の一助としてお役立て下さい。

Q1 当日配布資料「11 著作権・著作隣接権の変動」(『ビジネス著作権検定初級公式テキスト』96 頁～)で、不可欠なバージョンアップ等は人格権侵害にならないのでしょうか？

A プログラムの著作物については、著作権法20条2項3号で規定されている範囲内の必要不可欠な修正に該当する改変は認められているので、必要不可欠なバージョンアップは著作者人格権(同一性保持権)の侵害にならないと考えられます。

Q2 法人著作は、公表後70年未満でも、法人が解散したら著作権は消滅するのですか？

A まず、法人著作物の保護期間は、映画の著作物だけが公表後70年(54条)とされ、それ以外の著作物に関しては、公表後50年(53条)とされています。ですので、ご質問の趣旨を、映画の著作権について念頭に置かれているものとしてお答えしますと、保護期間である70年が経過する前であっても、著作権者が相続人なくして死亡した場合と同様、法人著作物の著作権者である法人が解散した場合にも、著作権は消滅し、その後は誰もが自由に利用できることとなります(著作権が国庫に帰属して、その著作物の利用について国の許諾が必要になるということはありません)。

Q3 著作権は、登録していなければ法的効果を発生させることはできないのですか？

A たとえば、特許権については、その特許権を取得するためには特許庁への登録等の手続きが必要であるとされている(特許法66条)のに対し、著作権法では、著作物の創作と同時に、その創作という事実のみによって、著作者に著作権という権利が発生し、かつ、その効力を生じることとなります。これにより、登録等の特別の手続きをすることなく、著作権の法的効果は創作時より認められます。もともと、たとえば、著作権の移転などに関して、その旨の登録をすることにより、登録後の転得者権利の移転を対抗することができますし(77条)、無名または変名で公表された著作物につき、その著作者は、実名の登録を受けることによって、当該登録にかかる著作物の著作者との推定を受けることができます(75条2項)。

Q4 EUで著作権保護期間が、50年から70年に延長されました。外国作品が著作権者の死後50年経過しすでに日本で自由利用可能になっている作品について、EUの延長は何か影響を与えるのでしょうか？

A 「外国において、著作権者の死後、従前の保護期間(たとえば50年)が経過し、その著作権が消滅した場合」の処理についてお尋ねされているものと思います。従前の保護期間「経過の後」、法律・条令等の改正によって従前の保護期間が延長された(たとえば70年)時に、従前の保護期間経過により消滅した著作権について、その改正内容どおりに、延長された保護期間を前提として新たに計算しなおしたときに、その当時、なお新たな保護期間内である(たとえば60年)といえる場合であったとしても、改正前に、すでに従前の保護期間の経過により著作権が(いったん)消滅している以上、著作権が復活することはないと解されています。そして、そのことはわが国における保護期間の延長がなされた場合にも同じことが当てはまるものと思われます。ですから、EUの保護期間が20年間延長されたことによって、本件において日本における著作権の帰趨に影響を及ぼすということはありません。

(回答者: 弁護士 大本康志)